

令和 6 年度第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 6 年 1 月 19 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2553〕

① 件名
石巻市こども計画（第 3 期石巻市こども・若者未来プラン）の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市ではこれまで少子化対策として、国の策定した関係法令等に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、2 期にわたって各事業の推進に取り組んできたが、令和 6 年度をもって現計画期間が終了する。</p> <p>全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く複雑化・多様化する課題の解決のために、さらなる対策が求められている。</p> <p>令和 5 年 4 月には、「こども基本法」が施行され、また同年 12 月には、「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上に、こども・若者・子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえた計画の策定が必要となっている。</p> <p>【目的】 現計画を継承・発展させるとともに、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする「石巻市こども計画（第 3 期石巻市こども・若者未来プラン）」を策定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号） こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号） 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）</p> <p>【関連法令】 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 児童虐待防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号） 石巻市子どもの権利に関する条例（平成 21 年条例第 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産、子育て期における切れ目ない支援を行う 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 4 月 こども基本法施行 5 月～令和 6 年 3 月 令和 5 年度石巻市子ども・子育て会議開催（5 回） 12 月 こども大綱等閣議決定</p> <p>令和 6 年 1 月 石巻市こどもまんなか宣言 2 月 各種ニーズ等アンケート調査実施 3 月～8 月 こども等の意見聴取の実施（3 回） 6 月～10 月 令和 6 年度石巻市子ども・子育て会議開催（4 回）</p>

⑤ 主な内容

1 計画策定の趣旨

少子化の進行や子育て家庭を取り巻く複雑化・多様化する課題の解決に向け、こども大綱等を踏まえた、当該こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるための多様な取組を講じることで、「石巻らしさ」も取り入れながら、「こどもまんなか」の視点で、こども施策を総合的かつ強力に推進することを目的に策定するもの。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱等を勘案して本市におけるこども施策について定めるもの。また、同条第5項の規定に基づき、下記のこども施策に関連する事項を定める計画を包含した一体な計画として策定する。

■包含する計画

① 市町村子ども・子育て支援事業計画 ② 市町村次世代育成支援行動計画 ③ 市町村における子どもの貧困対策計画 ④ 市町村子ども・若者計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4 計画の基本理念

【基本理念】

こどもの権利を柱に、地域全体でこどもの育ちを見守り、支える
「こども・子育てにやさしいまちづくり」

【キャッチフレーズ】

わたしが主役！ みんなが主役！ 声を聴き ともに進める まちづくり
～自分らしく、笑顔あふれるいしのまき～

5 基本視点

基本理念の実現に向け、以下の3つの視点を基本としながら、計画を推進する。

- (1) 全てのこども・若者の幸せの視点 <見守り>
- (2) 子育て当事者の幸せの視点 <支える>
- (3) こどもや若者、子育て当事者等とともに進める視点 <ともに>

6 基本目標

- ① こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する～こどもの権利があたりまえのまち～
- ② 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する
- ③ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する
- ④ 若者の社会参画を支援し、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりを推進する
- ⑤ 地域資源を最大限活用し、こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

7 事業量の見込みと確保方策

これまでの支給認定や利用者の実績値の推移の傾向を把握し本市の実情を踏まえて算出。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

計画の理念や基本目標を示して取組を推進することで、こどもや若者の今とこれからの最善の利益を地域全体で保障し、こどもの育ちを見守り、支える機運の醸成につながる。また、本市の実情を把握し、需要量に応じた提供体制を確保することで、効果的・効率的にこども・子育て支援の促進が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国の市町村で、子ども・子育て支援法に基づき、計画期間を5年とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が進められており、一部の市町村で、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」と一体のものとして策定している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年12月	パブリックコメントの実施
令和7年1月	令和6年度第5回石巻市子ども・子育て会議開催（最終案）
3月	石巻市こども計画（第3期石巻市こども・若者未来プラン）策定

⑨ その他